

- イ 甲の債権を消滅時効援用し，清算手続をした場合の問題点
- ウ 債務超過である場合，繰越欠損金の相殺等で清算手続をとりうるが，毎年の確定申告が必要
- エ 手続の中で，株主総会の承認が必要な場合がでてくる

2 特別清算

- ア 債務超過であってもこの方法をとることができる
しかし，手続の中で債務を消す必要がでてきて，やはり清算と同様，消滅時効援用による免除益の問題がでてくる，免除益を支払うだけの資産がない
- イ 手続の中で，株主総会の承認が必要な場合がでてくる

3 破産

- ア みなし解散からの復活の手続(会社継続の登記など)に株主総会の決議が必要
- イ 費用が他の手続よりもかかる

第5 本件における処理



以上